

生駒市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、住民監査請求の監査結果に係る措置について生駒市長から通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年6月19日

生駒市監査委員 藤本勝美
生駒市監査委員 井上圭吾

生 議 第 1 0 3 号

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

生駒市監査委員 藤本 勝美 様

生駒市監査委員 井上 圭吾 様

生 駒 市 長 小 紫 雅 史

住民監査請求に係る監査の結果(勧告)により行った措置について (通知)

このことについて、平成 2 9 年 6 月 8 日付け生監第 4 9 号により住民監査請求に係る監査の結果 (勧告) について下記のとおり措置を行いましたので、地方自治法第 2 4 2 条第 9 項の規定に基づき通知します。

記

1 勧告の内容

会派「生駒市議会公明党」に対する平成 2 6 年度政務活動費の支出のうち資料作成費 2, 9 0 5 円及び平成 2 7 年度政務活動費の支出のうち資料作成費 1 2, 6 4 4 円について、市長は本件会派に対し返還を求める等適切な措置を講じ、講じた措置の内容を平成 2 9 年 8 月 3 1 日までに報告するよう勧告する。

2 措置の内容

平成 2 9 年 6 月 8 日付け生監第 4 9 号による監査結果を受け、同日、「生駒市議会公明党」から、対象となる平成 2 6 年度政務活動費の資料作成費 2, 9 0 5 円及び平成 2 7 年度政務活動費の資料作成費 1 2, 6 4 4 円が自主的に返還されたため、返還を請求する等の措置を講じる必要がなくなった。